

株式会社 八千代市水道サービス定款

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社八千代市水道サービスと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 上下水道施設の設計・施工及び監理業務
- (2) 上下水道施設の調査及び維持管理業務
- (3) 上下水道局庁舎等の維持管理，巡回警備及び窓口受付業務
- (4) 給排水設備の設計及び検査等に関する業務
- (5) 水道メータの検針及び水道料金並びに下水道使用料等の収納業務
- (6) 上下水道技術者等の育成及び指導業務
- (7) 一般土木工事の設計及び施工業務
- (8) 建設発生土の土質改良及び販売業務
- (9) 産業廃棄物の処理及び収集運搬業務
- (10) 上下水道に関連する資機材の販売・仲立及び管理
- (11) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を千葉県八千代市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告)

第5条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,200株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当社の発行する株券は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券、100株券の5種類とする。

(譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株主名簿への株主名簿記載事項の記載又は記録を請求するには、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- (1) 譲渡による株式の取得の場合には、請求者の氏名又は名称を記載した株券
- (2) 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び請求者の氏名又は名称を記載した株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 株式につき質権の登録、変更又はその抹消を請求するときは、請求書に質権設定者及び質権者が連署し、質権者の氏名又は名称を記載した株券を添えて提出するものとする。

(株券の再発行)

第12条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第13条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第15条 当会社の株主は、当会社所定の書式により、その氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の場合、株主の法定代理人又は法人である株主の代表者は、当会社所定の書式により、株主の氏名、住所及び代理人又は代表者の氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。なお、届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

3 質権を当会社に登録するときも、前2項と同様の手続きをしなければならない。なお、届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第16条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役が招集する。

3 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

(招集手続)

第17条 株主総会を招集するには、株主総会の日1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第18条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故あるときは、取締役会の決議により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役全員に事故があるときは、出席株主のうちから選任された者がこれに代わる。

(決議方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。

(議事録)

第21条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印し、これを本店に10年間備え置くものとする。

#### 第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数等)

第22条 当社の取締役は3名以上、監査役は3名以内とする。

2 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(取締役及び監査役の選任及び解任の方法)

第23条 取締役及び監査役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期

は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

- 3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第25条 取締役会は、代表取締役が招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。
- 3 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前に発するものとする。  
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ又は全員の同意あるときは省略することができるものとする。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果を議事録に記載し、出席取締役がこれに署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第28条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(業務執行)

第29条 代表取締役は、当会社の業務を統括し、専務取締役又は常務取締役は、代表取締役を補佐してその業務を分掌する。

- 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役の職務を代行する。

(報酬等)

第30条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け

る財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第32条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載若しくは記録された株主又は質権者に対して行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第33条 剰余金の配当が、その支払いの提供をした日より満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

この定款は現行定款に相違ないことを証明する。

令和3年5月14日

株式会社 八千代市水道サービス

代表取締役 新谷 等